国際ﾛｰﾀﾘｰ第2620地区
静岡第5ｸﾞﾙｰﾌﾟ

POWER HAMAMATSU
ROTARY CLUB
JAPAN

週報 パワー浜松ロータリークラブ

クルクルまわそうロータリー

RI 会長 ジェニファー・ジョーンズ/第 2620 地区ガバナー 淺原諒蔵 /会長 加藤ひとみ /幹事 髙部光司
〒430-7733 浜松市中区板屋町 111-2 オークラアクトシティホテル浜松内 Tel:053-452-0800
Email:info@power-hamamatsurc.jp http://www.power-hamamatsurc.jp
創立：2002 年 10 月 22 日 認証伝達式：2003 年 4 月 29 日 スポンサークラブ：浜松中ＲＣ

イマジン
ロータリー
Rotary

第906回例会9月6日（火）AM7:30～8:30

■会場：オークラアクトシティホテル浜松 3 階 チェルシーの間
■司会：中野雄介 曽布川美登理
■点鐘：加藤ひとみ ■週報：堀内善弘
■ロータリーソング：「夢のみずうみ」（※音楽のみ）
■ゲスト：遠州 HGS 代表 鈴木奈美様
米山記念奨学生 陳俊達さん

出席報告/スマイル報告

会員数 76 名（内出席免除会員 3 名）
出席数 58 名 出席率 79.45%

スマイル提出者氏名掲載 加藤会長 2、髙部幹事 2、坂井光藏、松本由紀彦、大北誠二、青少年育成部会

会長挨拶

皆さんおはようございます。

私の司法書士としての仕事の中に「成年後見」という分野があります。自分の業務の中での比率としては約六割程度になります。

私が今までに就任した成年後見人等のほとんどの方は、認知症の高齢者でしたが、今までに私より若い方の成年後見人をした方は三人いらっしゃいます。うち、お一人はご逝去されていまして、後のお二人が 10 年近くお付き合いをさせていただいております。

お一人は、男性で若い時の脳梗塞の後遺症により身体及び知的能力に支障の生じた方で、お母さんが一人で成年後見人をしていたのですが、家庭裁判所の取り扱いの変更によって財産管理のみを私がすることとなりました。現在お二人とも同じ老人ホームの別の居室で暮らしているのですが、このお母さん、時々切羽詰まった感じで電話してきます。内容は様々ですが、兎に角、自分の寿命はもう長くないので、今後のことが心配で心配でしょうがないんだ、ということです。

もうお一人は、女性で統合失調症により精神科の病院に入院されている方で、きっかけは母親の死亡によるものでした。父親はすでに他界、相続人はその方とお兄さんでしたが、お兄さんも知的障害があり、この方には別の方が保佐人につきまして、遺産分割をいたしました。結局すべての財産を 2 分の 1 で相続し、お兄さんは自宅で独居生活をしています。この保佐人の方も同業者なので、お兄さんの様子をお聞きする機会があるのですが、それまではお母さんが金銭や生活の管理をしていて、何とかやっていたのが、四六時中管理してくれる方がいなくなってタガが外れてしまい、定期的に渡すお金ではほぼ毎回足らなくなってしまい、結局追加となってしまうので、あと数年で貯えが底をつき、生活保護になってしまうだろうとのことでした。金銭の管理といっても、保佐人としての限界を感じているとのことでした。

平成 11 年からの民放改正による成年後見制度・任意後見に関する法律の新設、平成 18 年信託法の改正により家族信託等が可能になったことである程度のいわゆる「親亡き後問題」の解決にはなったと思いますが、障害の程度、おかれているその方の環境によって、その対応は千差万別になってきます。そして、この対応は、親側がまともに考え、実行できるような知力、体力がある、出来るだけ早い時期に考えて備えていくべきだと痛感している、今日この頃です。

本日お越しの鈴木奈美様には、リアルな経験談や、頑張っていらっしゃる将来に向けての取り組みをお聞かせいただけると期待しております。今日も、よろしくお願いします。

幹事報告

② 地区大会のお知らせ

日時：11 月 6 日(日) 13:00

場所：グランシップ　中ホール・大地

申込：例会受付　9 月 6 日(火)、13 日(火)

メール　　9 月 16 日(金)まで　副幹事総務 鈴木一広

交通手段：バス、車、電車

③ ＲＬＩ(ロータリーリーダーシップ研究会)のお知らせ

RLI はパートⅠ、パートⅡ、パートⅢに分かれています

全パートを受講すると修了となります

●パートⅠ　　申込締め切り‥‥‥10 月 3 日(月)

10 月 16 日(日)　or　10 月 30 日(日)

●パートⅡ　　申込締め切り‥‥‥10 月 24 日(月)

11 月 13 日(日)　or　12 月 4 日(日)

【 形式 】オンライン（Zoom ミーティング）　【申込書】地区ＨＰからダウンロード

【参加費】3,000 円

委員会報告

■会場監督　内田責任者　　・本日より 10 月 22 日の創立記念例会の出席を取ります

■財団プログラム部会　安間利部会長　・11 月 13 日㈰　地区補助金事業「就労継続支援 A 型事業所を通じて子ども食堂を応援する」イベントが例会として開催予定。配布チラシを読み協力への要請。

入会式

■　新入会員　服部和伸さん（㈱小笠モータース、不動産業）　以前、掛川 RC の在籍、会長経験もあるが、体調の関係で退会。家族の勧めと居住が浜松市内であるので、朝例会も見学し当クラブへの入会を決められました。

議事

■卓話：担当・青少年小委員会

「障がい児・障がい者について」必要な周りの知識　遠州ハンディキャップサポート代表　鈴木奈美様

本日は貴重なお時間をいただきありがとうございました。私ももし、娘に障害がなかったら、きっと、他人事と考えていたことでしょう。

今日お伝えしたかったことは、二つありました。障がいを抱える人、発達障がいや、引きこもり、鬱などで困っているかたは身近にいるということを知ってもらいたいと言うことです。
少し視点を変えてたときに、もしかして気づけることがあるかもしれません。

また、二つ目に障がい者家庭におけるよくある課題として、「親亡きあと」にたどり着きます。親亡き後に考えられるお金の問題においては、いつくるか？？自分の家庭にはどんな準備が必要か？がわからないので不安に思われる方が多くあります。いつその時がきてもまた、その時は必ずくるのだから自分も家族も絶対に困らないように、また、後悔しないように準備をしていくことの大切さをお伝えしていきたいとおもっています。どの方も、必ずいつかの最期の時がきます。その時が、急に来たても「大丈夫」と言えるような状況をつくっていけるそんな伴奏者で居たいとおもいます。この度はありがとうございました。（鈴木奈美様より）

写真・プレゼン資料など

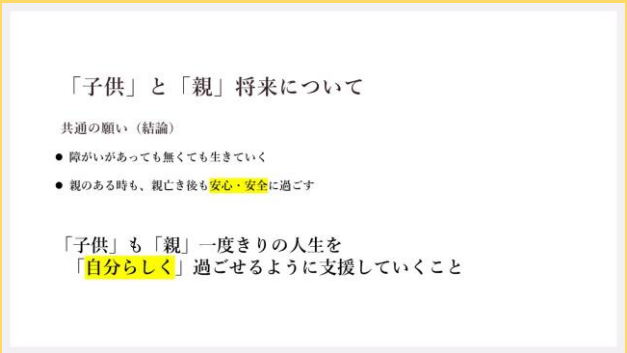

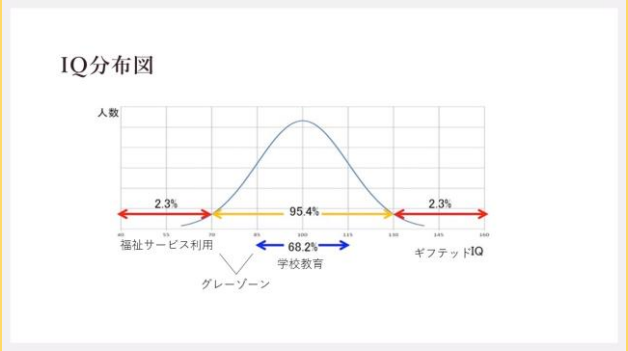

ライフプランニング

✓ 将来どんなことに費用がかかりますか

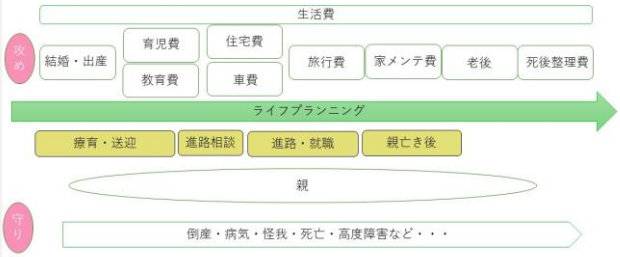

マズローの欲求５段階

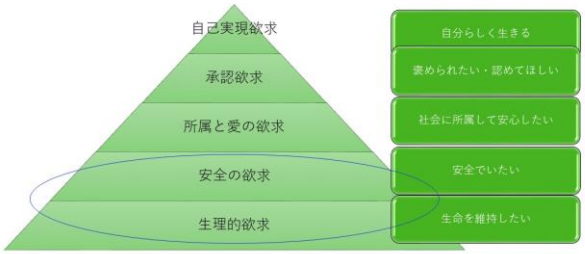

現状と未来予想

✓ 現状把握

- 収入（給与、公的年金、退職金、金融資産）
- 支出（生活費、教育費、家、車、親の老後、介護資金）の想定

✓ 将来を見通す

- 親亡き後経済的な準備
- 親が高齢、介護になった時の準備
- 社会保障制度の整理
- 長生きのための対策

キャッシュフロー表を作りましょう！
自分の家計の流れを把握してみましょう！

使える制度を再確認する

✓ 特別児童扶養手当（1級、２級）
✓ 福祉サービスの利用
✓ 相談事業所とのつながり
✓ 障害年金（1級、２級、3級）
・・・受給できないこともある
・・・通院がなくて診断書が書いてもらえない方多い

相談者の声

- ☐ 自分たちのいなくなった後の対策を立てれてよかった
- ☐ 他の兄弟への負担を減らせることができてよかった
- ☐ 遺言の準備もできてよかった
- ☐ なるべくコスト費用をかけなくてよかった
- ☐ 一人っ子なので、問題が解決してよかった
- ☐ お金のため方、資産の作り方がわかった
- ☐ 年金や制度があっているわかってよかった
- ☐ 自宅の土地等についても解決してよかった

まとめ

✓ 現状把握と家族の想いをきいて、生きていくための準備
✓ 「もしも」のタイミングだけは選べないということ
✓ お金の問題だけは、放っておいても解決はしないことは多い

まずは、あなたのご家族への想いや
ライフプランをお聞かせください

実例紹介

父：４０代（自営業）
母：３０代（パート）息子：９歳（特別支援学校）

【概要】ご主人様が自営業。息子は幼稚園の頃に発達障害を指摘され、通院する。現在、特別支援学校3年生で毎日楽しく通学。多少こだわりもあるもの、運動もする、会話も少しは成り立つ。親亡き後は、早い段階で来てもいいように、とくに、奥様に何かあったら、ご主人様は、仕事をしながら、お子様の世話をできるかなど、難しいとのこと。また、うまく元気でいたら、自分たちの老後、息子がすぐに施設にはいれないかもしれないので、３人で暮らしていけるくらいのお金の準備。また、親がいなくなった時に、子供にお金を渡し、誰かに使われなくないとのことで、信託設定をする。また、お子様に使いきれずに残したら、その時は、自分の兄弟の子供へ贈与したいとのこと。

【対策】
・家計の収支を見直し、キャッシュフローの改善
・生命保険と、信託設定、万が一お金の準備と管理
・遺言を自筆で書き、法務局へ届ける
・死後事務について情報提供

親亡き後対策

✓ お金の残り方は預金と保険が多い

✓ ＜遺言＞自筆証書遺言・公正証書遺言
・・・遺産分割協議の必要がなくなります
✓ ＜信託＞家族信託
・・・託したい人に託せます。親が認知症になった時などに使える
✓ ＜保険＞生命保険信託
・・・親亡き後の子への財源の確保と資産の管理
✓ 特定贈与信託
・・・資金がある方に使っていただけます（非課税枠）
✓ ＜その他＞障がい者扶養共済・個人型確定拠出年金（IDECO）

→ 遺言を作る／子供の口座にお金を置かない／信託の利用は検討の余地あり

「最後だとわかっていたなら」
ノーマコーネットマレック

あなたが眠りにつくのを見るのが最後だとわかっていたら
私はもっとちゃんとカバーをかけて神様にその魂を守ってくださるように祈っただろう
あなたがドアを出ていくのを見るのが最後だとわかっていたら　私はあなたを抱きしめてキスをしてそしてまたもう一度呼び寄せて抱きしめただろう
あなたが喜びに満ちた声をあげるのを聞くのが最後だとわかっていたら私はその一部始終をビデオにとって毎日繰り返したただろう
あなたは気づかなくてもわかってくれていたかもしれないけれど、最後だとわかっていたなら「あなたを愛してる」とも伝えただろう
確かにいつも明日はやってくる　でも　もしそれが私の勘違いで今日で全てが終わるのだとしたら
私は今日どんなにあなたを愛しているか伝えたい　そして私たちは忘れないようにしたい
若い人にも年老いた人にも明日は誰にも約束されていないのだということを　愛する人を抱きしめられるのは今日は最後かになるかもしれないことを
明日が来るのを待っているなら今日でもいいはず　もし明日が来ないとしたらあなたは今日を後悔するだろうから
衝突みや拒絶やキスをするためのほんのちょっとした時間をどうして惜しんだのかとにしきを理由にその人の最後の願いになってしまったことを
どうしてしてあげれなかったのかと
だから今日あなたの大切な人たちをしっかりと抱きしめよう　そして、その人を愛していることをいつでもいつまでも大切な存在だとそっと伝えよう。
「ごめんね」「許してね」「ありがとう」「気にしないで」を伝える時を持とう
そうすれば　もし明日が来ないとしても
あなたは今日を後悔しないだろうから